

ついで質問

Q & A

知内町議会では、議会改革の一環として、一般質問に対し、行政側が「検討したい」など即答をさける答弁をした場合、その後の定例会で、一年前迄に溯り、経過や結果をたずることができる『追跡質問』制度を導入しております。
ここに掲載されている質問及び答弁は、その要旨をまとめたものです。

防災士の各地区の 自主防災組織への配置について

(平成31年第1回定例会一般質問) 成澤 五郎 議員

Q 平成31年第1回定例会において、『防災士の各地区の自主防災組織への配置について』質問をしましたが、町長の答弁は次のようなものでした。一つは、防災訓練をより効果的なものとするともに、いざ災害が発生した際の対応に向け、防災に関する専門

的な人材の育成・配置が大切と考える。
2点目は、本町でも防災の専門人材を育成していく必要があり、その手段として防災士の資格取得助成は有効な選択肢であると考えらる。
3点目に、今後は防災士や地域防災マスターに加え、

消防OBや消防団など、地域の実情に即した幅広い防災人材の育成やスキルアップに向けた施策の検討を急ぎたいと考える。
以上の答弁から防災士の各防災自主組織への配置の必要性、緊急性を共有していると理解していますが如何でしょうか。

A 消防士や消防OB、消防団の分団長に協力していただきたい

西山町長 2019年度から防災士の合格基準が引上げられました。これまでの7割以上の正答から8割以上に合格基準を引上げ、防災士としての質を向上させることが目的となつています。本町の消防士も1名が受験をし、合格をしました。が、一般の方が受験したときに、果たしてどうなのかと危惧もあります。
なお、防災士資格取得の特例では、消防士長以上の

階級にある消防士、または消防団の分団長以上の階級者であれば講習が特別免除となり、書類申請だけで資格が取得できることになっていきますが、本町には、その基準に合った消防士長13名と消防OBが13名、そして消防団の分団長が6分団にいます。その方々が書類申請することで防災士の資格を取得することが出来ませんので、現在、強化すべきこととして進めており、既に消防OBの1名に関しては書類申請の承認をいただき、申請をすれば防災士の資格が取得出来る状況にあります。
以上のように、消防士や消防OB、消防団の分団長を含めて、防災士の資格取得に協力をしていただければ、それ相応の人数になるので、その方々に有効に活躍していただき、町としても支援をしてきたいと考えています。